

令和8年5月20日

在校生の生徒及び保護者のみなさまへ

高等学校等就学支援金の申請等について（お知らせ）

高校授業料の無償化制度である高等学校等就学支援金につきましては、令和8年度より法律等が改正されたことに伴い、毎年の手続きについても下記のとおり変更がありますので、申請していただきますようお願いいたします。

● 申請の時期・認定期間について

	申請の時期	認定期間
令和8年度から (変更後)	毎年4月に1回、申請が必要 (毎年7月の申請は不要) ※令和8年度は、新制度への移行に係る処理の都合上、 <u>申請時期は6月末まで</u> となっております。	4月～翌年3月
〈参考〉 令和7年度まで	1年生（入学年度）の4月及び7月、以降毎年7月に申請が必要	4月の申請：4月～6月 7月の申請：7月～翌年6月

● 令和8年4月から令和8年6月の取扱いについて

令和8年度より、生徒本人の国籍・在留資格等の要件が追加されました。

つきまして、令和7年度中に申請していただいた結果、令和8年4月から6月まで認定（支給決定）となっていた方におかれましても、今回申請いただき、生徒本人の国籍・在留資格等を確認のうえ、改めて令和8年4月から令和9年3月について審査結果をお示しいたします。

【お問い合わせ先】

大阪府立桜宮高等学校 事務室 【電話】06-6921-5231

大阪府教育庁 施設財務課 就学支援金担当

【電話】府民お問い合わせセンター ピピっとライン：06-6910-8001

